

未定稿

ここまで進んだ小泉改革

～構造改革レビューより～

1. 構造改革特別区域制度のスタート
2. 働き方やライフステージに応じた支援のための取組み
3. 循環型経済社会の構築への取組み
4. 都市再生に向けた取組み
5. 大学改革への取組み
6. 電子政府の推進等に向けた取組み
7. 物流効率化へ向けた取組み
8. 新事業創出へ向けた取組み
9. 産業再生に向けた取組み
10. 行財政改革・規制改革への取組み
11. 公共事業の改革に向けた取組み

平成15年3月

内閣府

構造改革特別区域制度のスタート

- 「知恵と工夫の競争」による地域活性化への取組みが進んでいます

□ 構造改革特区の導入

地方公共団体や民間事業者等の自発的な立案により、地域の特性に応じた規制の特例を導入する特定の区域を設け、当該地域での構造改革を推進。

こうした取組みにより、

- 特定地域における構造改革の成功事例を示すことにより、全国的な規制改革へと波及し、わが国全体の経済が活性化、
- 地域特性が顕在化し、その特性に応じた産業の集積や新規産業の創出等により地域経済が活性化、
などが期待。

□ これまでの提案状況

- 第1次提案募集（平成14年8月30日締切）
提案主体数：249件（地公体231、民間18）
特区構想数：429件
- 第2次提案募集（平成15年1月15日締切）
提案主体数：412件（地公体248、民間164）
特区構想数：651件

□ 実現する特区の例

- **教育特区**： 学校法人以外による学校の設置・運営を認めたり、市町村による社会人等の教員への採用、授業を英語で実施することや小中高一貫教育等多様な教育カリキュラムを認める特区
- **国際物流特区**： 通関業務の24時間・365日化への対応、民間企業による総合保税地域の運営や公共コンテナターミナルの運営、公有水面埋立地の効率的な利用などを行う特区
- **農村活性化特区**： 株式会社による農業経営や地域の実情に応じた農地取得の容認、農家民宿に関連する諸規制の緩和やとぶろくの製造免許の要件緩和（観光の目玉）などにより、農村の活性化を図る特区
- **産学連携特区**： ロボットの歩行実験のための道路使用の容認、国立大学等の試験研究施設を民間企業が使用しやすくなるような要件の緩和、国立大学教員等の兼業規制の緩和などにより産学連携を図る特区

働き方やライフステージに応じた支援のための取組み

一子育て支援や新たな若年者支援が展開されています

- 待機児童ゼロ作戦等の推進
保育所待機児童ゼロに向けて、毎年度5万人、3カ年で計15万人の保育所受け入れ児童数を増加させる取組みが進行中。
 - 規制緩和により保育所の認可件数が増加（平成13年4月から14年10月の間に338件）。公設民営方式の保育所も増加（累計406件（平成14年8月）、13～14年度で105件）。
 - 特定保育事業（3歳未満児を対象、週に2、3日、または午前か午後のみ柔軟に利用可）を創設。
 - 急な保育ニーズに対応するファミリー・サポート・センターの設置促進（平成13年度末193ヶ所⇒平成14年10月248ヶ所）。
 - 放課後児童クラブは平成13年から14年にかけて979ヶ所増加。
- 派遣労働の見直し（関係法案を国会に提出中）
 - 派遣期間の延長
現行の1年の期間制限を見直し、3年まで受け入れ可能に。
 - 派遣対象業務の拡大
物の製造の業務について解禁（施行から3年間は派遣期間の上限1年）。
- 若年者トライアル雇用制度
 - ハローワークから紹介された若年者（30歳未満）を一定期間（最大3ヶ月まで）試行的に雇い、本採用するかしないかを定める制度（13年12月導入）。
 - 本年15年1月までに30,312人を試行雇用、終了者18,938人のうち14,831人（78.3%）が常用雇用に移行。
- 学生と社会の相互交流の進展
 - インターンシップ（在学中の就業体験）が普及。平成13年度の実施状況は、大学41.9%、短大23.4%、高専87.1%、公立高校38.9%など。
 - 兵庫県では、公立中学校2年生全員が、学期の途中の5日間、地域の中での職場体験等を行う「トライやる・ウィーク」を積極的に実施。

循環型経済社会の構築への取組み

—世界に先駆けた先端的な環境対応が進んでいます

□ 先端的な環境対応

- 世界で初めて燃料電池自動車を政府が導入（平成14年12月）。
- 低公害車が普及（平成12年度末63万台⇒14年末381万台、新車販売の62%[平成14年12月販売分]）。
- 廃家電4品目のリサイクル率が向上（平成14年度から15年初の引取台数は対前年度比120%増[882万台]）
- 産業廃棄物の最終処分量が減少（平成12年度は対前年比10%減）

□ 燃料電池の開発・普及の促進

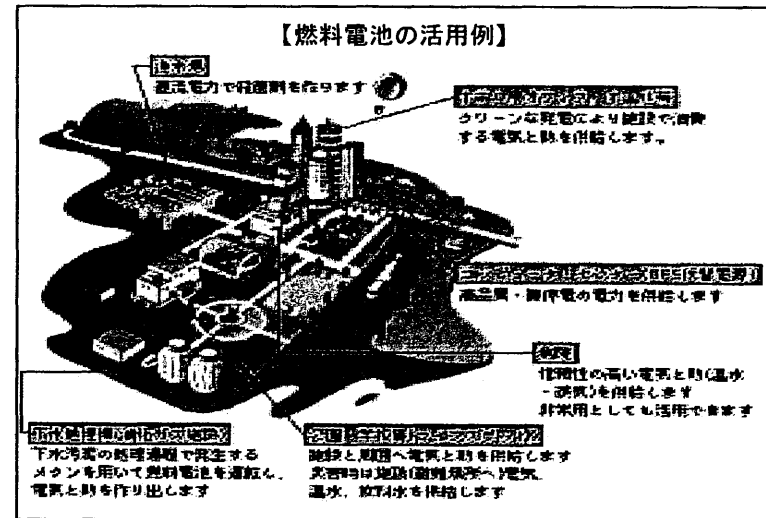
燃料電池は、発電効率がよく（化学エネルギーを直接電気エネルギーに変換）、環境にやさしい（窒素酸化物(NOx)が発生しない）等、優れた特質を持ち、また、幅広い産業に関する環境技術であり競争力の強化などに資する等、その実用化・普及が強く期待。

しかし、関連する現行規制は、

- 燃料電池自動車での公道走行に大臣認定が必要、
- 水素スタンドはガソリンスタンドとの併設が不可、
- 家庭用燃料電池の設置には、保安規定の届出、電気主任技術者の選任、建物から3m以上隔離、等が必要

など、その導入を想定した体系となっていない。

燃料電池の普及に向け、平成16年度までに技術の進歩を踏まえて関連規制を見直す。



都市再生に向けた取組み

— 「都市」の魅力と国際競争力を高め、その再生を実現する取組みが進んでいます

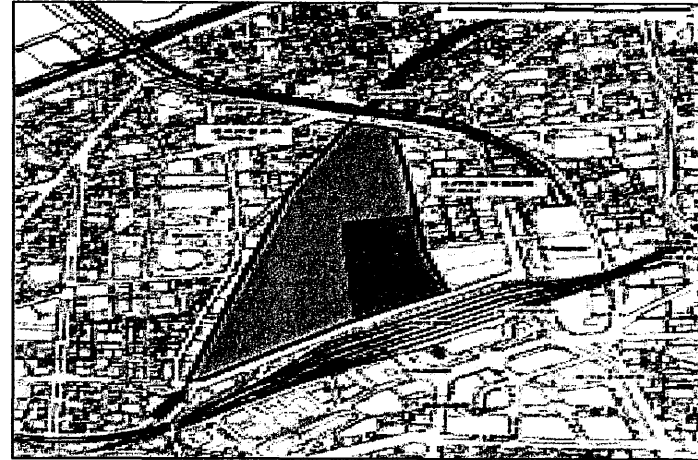
- 画期的な都市再生のスキームの導入(「都市再生特別措置法」等)
「都市再生緊急整備地域」(※現在44地域 5722㌔²)内の「都市再生特別地区」においては、
 - 既存の用途、容積率等の規制を適用除外とし、地域の実情に応じた自由度の高い都市計画を定めることが可能、
 - 民間事業者による計画の提案が可能(地権者等の3分の2以上の同意が必要)であることに加え、提案後6ヶ月以内に都市計画決定等の通知を行うこと等、民間の創意工夫を活かした都市再生事業の迅速な実現が期待。

※活用事例：「大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域」

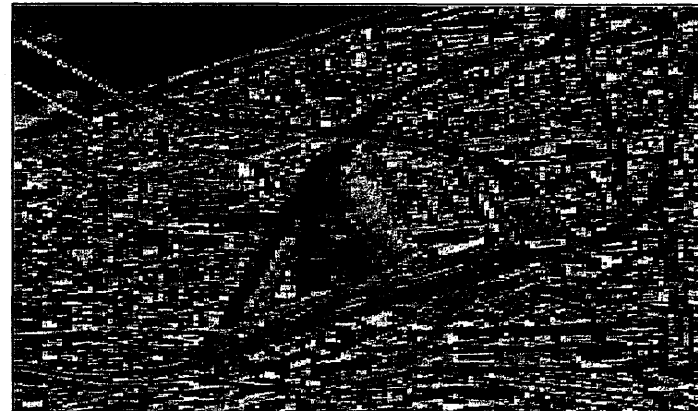
- ・大阪駅北地区〔JR大阪駅に隣接する梅田貨物駅移転後の用地等24㌔²〕：開発構想等について国際コンペトコンペを実施等。
- ・心斎橋筋一丁目地区〔心斎橋そごう大阪店周辺約0.5㌔²〕：都市再生特別地区の都市計画決定第1号、「心斎橋そごう」の高層化等

- 全国都市再生のための緊急措置～稚内から石垣まで
「身の回り」の生活の質の向上と、「地域経済・社会」の活性化を図るため、全国の地方公共団体、民間団体等から、計画の提案を募集、新しい展開を即す意欲的な内容を含むものを重点的に支援。(現在、840件程度の応募)

【大阪駅北地区】



(航空写真)



大学改革への取組み

— 競争的環境の中で研究成果の社会還元への取組みが進んでいます

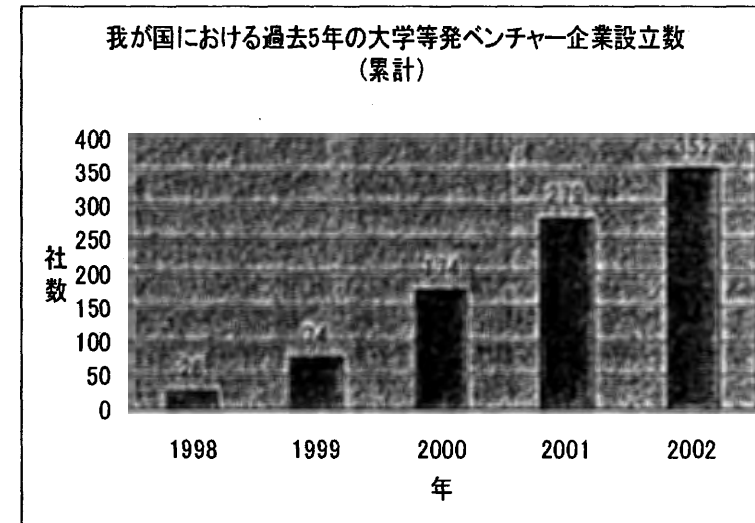
□ 大学改革の推進

- 国立大学の法人化
平成16年4月を目途に法人化。大学の自主性、自律性が高まり、大学の個性化・活性化が推進される。特に非公務員型を採用することにより、勤務形態や処遇の弾力化が可能になり、産学官連携の一層の活発化が期待。
- 国立大学教官の兼業・起業促進
構造改革特区等により、役員兼業等については法人化を待たずに推進。

□ 産学連携の進展状況

- 大学発ベンチャーが続々登場（平成12年以降年間100件程度設立）。既に2社が株式公開（アンジェス エムジー[遺伝子医薬品開発]、トランスジェニック[遺伝子分析]）（東証マザーズ）。
- 国立大学等と企業等とが積極的に共同研究を実施。（平成13年度5,264件、対前年度30.7%増で過去最高）。
- 大学による特許出願件数、特許取得件数が近年大幅に増加。
- 承認TLO(教官個人または大学等の特許権を扱う技術移転機関)の設立が加速（平成10年4件[技術移転促進法立法当時]⇒平成13年31件に）

【大学発ベンチャー企業設立数の推移】



(注)2002年の設立数は8月までのものである。

電子政府の推進等に向けた取組み

ー I T化の進行で生活が益々便利で快適になります

□ 電子政府の推進

- 行政手続オンライン化法の施行（平成15年2月）等により、行政機関への申請・届出等の手続（約21,000手続）のほとんどがインターネットで手続き可能に。

※ オンライン化される手続きの例
戸籍謄抄本の交付請求（年間約3,600万件）
パスポートの交付申請（年間580万件）等

- また、行政機関の間の手続（約31,000手続）も原則として平成15年度までにオンライン化する等、ペーパーレス化を進め、電子政府の基盤を構築。

□ 地理情報システム（GIS）の標準化

地理情報システム（文字や数字、画像等を地図と結びつけて位置や場所から情報を統合・分析等ができる仕組み）におけるデータの相互流通を促進するため、G-XML（地理情報をインターネットで流通させるためのプロトコル—国内標準規格）の国際標準（ISO）化を実現すること等により、世界最先端の地理情報利用環境の整備を推進。

【コラム/使い勝手は世界一?】

日本は、情報システムの使い勝手の工夫では世界最先端を行っています。現在、次世代インターネット言語を活用した地理情報システムG-XMLの導入開発を進めていますが、その活用例には、こんなユニークなものもできています。

- ・ひやりマップ：運転していて「ひやり」とした場所を地図データに書き込めるようになっています。交通事故に遭わないよう自己防衛に最適です。
- ・電線マップ：電線が切れた部分を地図上で即表示。補修業者が急行するのと、二次災害防止にも役立ちます。
- ・バスデータ：現在地に近いバス路線が表示できます。将来は、バスの接近情報、道路渋滞情報にも使えます。
- ・ほたるマップ：ほたるの生息地域情報をマップ上に表示。観光産業にもお役に立つかも？

物流効率化へ向けた取組み

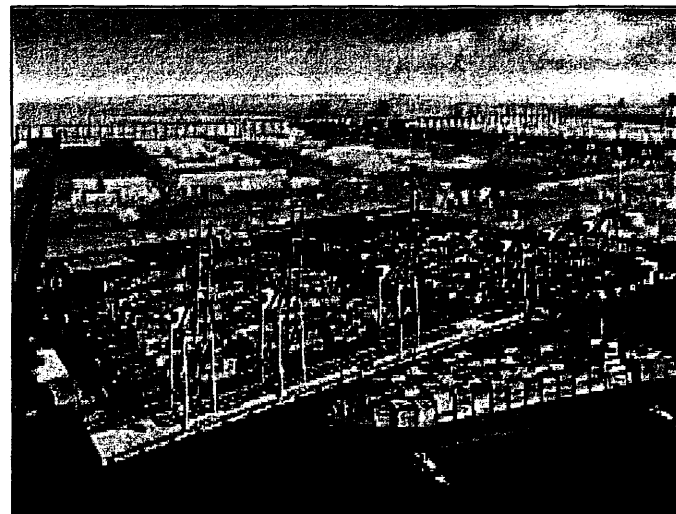
— 国際競争力のある効率的な港湾物流システムの構築に向けた取組みが進んでいます

□ 港湾における24時間フルオープン化に向けた取組み

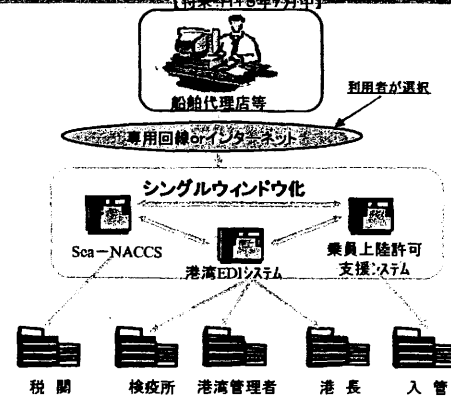
- 荷役・ゲート作業の24時間フルオープン化
 - ・荷役作業（コンテナ船からの貨物の積み卸し作業）については1月1日を除き364日24時間実施。
 - ・ゲート作業（トラックで運搬されるコンテナのターミナルでの受付作業）については土日・祝日も8：30～20：00まで実施（主要港は21：00まで実施）。
- 税関の執務時間外における通関体制の試行
 - 主要港の税関支署において執務時間延長（平日夜間21時土日休日は17時まで）を試行（検疫所も連携）。本年7月から本格的に整備。

□ 輸出入・港湾手続のワンストップサービス（シングルウィンドウ化）の推進

輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウ化（港湾管理者、税関、検疫所等に対する申請手続が、インターネット等を通じ完了）を本年7月中目途の運用開始に前倒し。



輸出入・港湾関連手続のワンストップサービス化



一画の入力・送信で、複数の行政機関への手続が完了！
紙での提出が削減！

新事業創出へ向けた取組み

ー 最低資本金特例を利用した起業など新事業への挑戦が増えています

□ 最低資本金制度の特例措置（中小企業挑戦支援法等）

- 平成15年2月より、法人設立時に必要な最低資本金制度（株式会社1000万円、有限会社300万円の資本金が必要）の適用が緩和され、新たに会社を設立し、事業を開始しようとする個人が、経済産業大臣の確認を受けた場合、最低資本金未達の資本金で設立が認められ、また、設立から5年間は資本金の額が最低資本金未達でもよいことに。
- 同特例措置導入後1ヶ月あまりで申請件数は762件（2月1日～3月14日）、登記完了（会社設立済）件数は198件に。

□ 拡大を続ける産業・事業群の例

平成13年10月時点の全産業の事業所数は平成8年に比べて5.5%減少している中で、以下のような新分野で事業所が急増。

- 電気通信に付帯するサービス業（例：携帯電話の小売店）（438%増）
- 電気通信業（204%増）
- 労働者派遣業（200%増）
- 老人福祉事業（80%増）
- ソフトウェア業（50%増）

【コラム／学生起業家のチャレンジ】

最低資本金規制の特例が、2月1日に施行され、早速、大学生のAさん（24）は、韓国人留学生と二人で起業しました。埼玉県関係のインキュベーション（起業支援）施設でチャレンジしています。Aさんは、1年前に政府が支援する多摩起業家育成フォーラム（venture eggs forum）で、ビジネスプラン（事業計画）の練り方を学び、ファッション・デザイナー支援ビジネスを立ち上げましたが残念ながら失敗。でも、挫けることなく日韓連携で捲土重来を期しています。

ちょっと前までの日本では、「失敗即退場」が厳しい現実でしたが、ガッツある若者が失敗経験を積みながらチャレンジを続けています。半導体の廃材で太陽光発電の促進に貢献しようというAさんたちのチャレンジと成功は、「起業に優しい日本」という好循環に向けた一歩となるはずです。

産業再生に向けた取組み

—経営資源の再生や産業再編を強力に推進します

- **産業再生機構の創設（関係法案を今国会提出）**
企業の再生策を樹立・実行する株式会社産業再生機構を、存続期間を限定した上で（原則5年間）設立。有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている事業者について、その事業者に係る債権を金融機関等から買い取ることを通じて、事業の再生を支援。

- **事業再生等への支援拡充（関係法案を今国会提出）**
 - 現行の「事業再構築」（中核的事業の強化を目指した事業）の支援に加え、「共同事業再編」（複数の事業者が共同して行う過剰供給構造の解消を目指した事業）、「経営資源再活用」（他の事業者が事業を承継し、事業の生産性向上を図る）等の支援を追加。
 - 認定事業者に対する支援措置を充実
 - ・商法の特例：現物出資等について財産価格調査の免除、株主総会決議を必要としない「簡易組織再編」の範囲拡大、金銭または他の株式会社の株式を対価とした合併(cash-out merger)が可能、等
 - ・税法の特例：現物出資に伴う譲渡益課税繰延、欠損金の繰越期間延長（5年→7年）、登録免許税の減免（会社新設・資本増加0.7% → 0.15%等）等。

【産業再生に向けた取組み】

行財政改革・規制改革への取り組み

— 聖域なき行財政改革や規制改革が進んでいます

□ 特殊法人改革の進展

- 特殊法人等整理合理化計画の具体化
 - ・ 郵政事業の実質的な民営化の第一歩として、本年4月1日から日本郵政公社がスタート。これに伴い、簡易保健福祉事業団は廃止。
 - ・ 石油公団については平成17年3月末を目途に廃止（14年7月に関係法案成立）。住宅金融公庫については、平成19年3月末までに廃止予定（現在関係法案を提出中）。また、新東京国際空港公団の民営化等のための10法案を国会に提出。
- 特殊法人等向け財政支出について、14年度予算で対前年度比約1兆1,000億円、15年度予算で対前年度比1兆1,000億円（特殊法人等から移行する独立行政法人等向けを除くと約2,400億円）を削減。

□ PFI事業の積極的な展開

- 基本方針策定（平成12年3月）以降に実施方針が策定・公表されたPFI事業は、93件（国20件、公共団体72件、その他公共法人1件平成15年3月14日現在）
- 公務員宿舎（東京都北区、目黒区、名古屋市、枚方市）、国立大学等（11大学14事業）、保育所（市川市）、病院（高知市、近江八幡市）、中央合同庁舎第7号館（千代田区）等、実績があがってきている。

□ 規制改革の推進

- 平成13年度からの総合規制改革会議による2年間の活動によって、生活関連サービス分野（医療・福祉・労働・教育など）を中心に経済活性化につながる規制改革が着実に進展。

【規制改革の例】

- ・ 施設介護サービスへの民間企業の参入（ケアハウスの設置主体を民間企業等に拡大）
- ・ 市街地土壌汚染対策に係る新たなルール策定（汚染土壌の調査・浄化等が制度化）
- また、構造改革特区制度も活用しつつ、医療・福祉・教育分野等における株式会社の参入も一部可能に。

□ 司法制度改革の推進

- 法科大学院制度創設のための関連法等の成立（平成16年の法科大学院開校が決定、平成18年から新司法試験が開始等）。
- 裁判の迅速化に関する法律案（第一審の訴訟手続きについて2年以内のできるだけ短い期間に終局させることを目標等）等関連法案を今国会提出。
- 司法制度改革推進計画に従って、法曹人口拡大に向けた取り組みが進行（司法試験合格者数：平成13年度990人⇒14年度1,183人[平成22年頃までに年間3,000人程度に増員]）。

公共事業の改革に向けた取組み

—社会資本整備の抜本的な見直しが進んでいます

□ 公共事業関係長期計画、緊急措置法の見直し

国土交通関係の9本の公共事業関係長期計画を一本化。計画策定の重点を従来の「事業量」からアウトカム目標に変更し、社会資本整備の重点化・効率化を一層推進するとともに、事業間連携を更に円滑化。このため、現行の緊急措置法に基づく体系等を見直し、社会資本整備重点計画法案を今国会に提出。農林水産省及び環境省関係の長期計画も連携。

□ コスト縮減に向けた取組み等

国土交通省において総合的なコスト縮減の数値目標(平成15年度からの5年間でマイナス15%)を新たに設定。

- 最近5年間で実際の公共工事コストが18.4%減(平成9～13年度、国土交通省関係。なお、施策効果による低減は11.7%)。
- 公共事業の再評価により、最近4年間で合計230事業が中止に(平成10～13年度、国土交通省関係)。

【公共事業のコスト縮減に向けた取組み】

